

国有財産媒介公告書

下記国有財産の売払いに係る媒介業務について公告します。

記

1 媒介業務の対象となる国有財産

物件 番号	物件所在地	種目	構造	数量	都市計画上の制限等		売払価格
					用途地域	建蔽率/ 容積率(%)	
14	大分県日田市大字北豆田字湯尻1635番4	宅地	—	214.31㎡	二種中高層	60/200	334,000円
15	大分県佐伯市蒲江大字蒲江浦字西ノサキ2648番17外2筆	雑種地	—	773.81㎡	区域外	—	1,150,000円
16	大分県杵築市大字南杵築字亀井1654番6	宅地	—	331.14㎡	一種住居	60/200	1,120,000円
17	大分県杵築市山香町大字下字大屋敷1094番14	宅地	—	954.66㎡	区域外	—	1,610,000円
18	大分県速見郡日出町字市口2278番6外3筆	宅地 雑種地	—	98.95㎡ 152.86㎡	近隣商業	80/200	4,510,000円
19	大分県速見郡日出町大字藤原字乙前上川久保7537番5外6筆	宅地	—	784.42㎡	区域外	—	5,290,000円

(注1) 上記財産については、売却等の事由により、既に申込みの受付を終了している場合がある。

(注2) 上記財産には、工作物が含まれるものがある。

2 申込者に必要な資格

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の認可を受けた金融機関であつて、宅地建物取引業法第2条第2号に規定する宅地建物取引業を営むものを含む。）であること。

3 媒介契約の型式

一般媒介契約（明示型）

4 媒介契約の契約期間

契約締結の日から3か月を超えない範囲内で国が別途指定する日まで。

5 媒介契約の内容

一般媒介契約書（案）のとおり。

6 申込方法

媒介業務に申し込むために必要な(1)の書類を、(3)に示すいずれかの方法により(2)宛に提出するものとする。

(1) 提出書類

- ① 国有財産媒介申込書 1部
- ② 法第6条の規定により交付された免許証（写） 1部

(2) 申込書等の提出先

九州財務局 大分財務事務所 管財課
所在地：大分市新川町2丁目1番36号 大分合同庁舎 3階
電話番号：097-532-7107（内線58、59）

(3) 提出方法

- ① 持参による提出
持参により申込書等を提出する場合の受付時間は、8:30から12:00、13:00から17:00まで（土・日曜日及び祝日を除く。）とする。
- ② 郵送による提出

郵送により申込書等を提出する場合は、申込書等を封筒に入れた上で、上記(2)の提出先宛に引受及び配達について記録できる方法によるものとする。

③ 上記①、②以外の方法による提出を希望する場合には、下記8の問い合わせ先に連絡すること。

(4) 申込期間

令和7年1月30日まで

7 その他

本媒介契約は、国土交通省が定めた標準媒介契約約款に基づく契約ではない。

8 問い合わせ先

九州財務局 大分財務事務所 管財課

所在地：大分市新川町2丁目1番36号 大分合同庁舎 3階

電話番号：097-532-7107（内線58、59）

以上公告する。

令和6年10月30日

分任支出負担行為担当官

九州財務局大分財務事務所長 奥村 健治